

第 5 章：各分野における障害者施策の基本的な方向

項目	ページ	修正前	修正後（修正箇所：下線部分）	修正理由
1 安全・安心な生活環境の整備	P36	<p>【現状・課題】</p> <p>また、障害のある人が、施設を利用する際には、「身体障害者補助犬法」に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬。以下、「補助犬」という。）の同伴が円滑に受け入れられるよう、補助犬の育成事業者と連携して、普及啓発を図っています。</p>	<p>また、障害のある人が、施設を利用する際には、「身体障害者補助犬法」に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬。以下「補助犬」という。）の同伴が円滑に受け入れられるよう、補助犬の育成事業者と連携して、普及啓発を図っており、<u>引き続き補助犬の認知度向上に取り組んでいく必要があります。</u></p>	<p>11月に行った県政世論調査結果を踏まえ、「認知度の向上を」課題として明記</p>
	P37	<p>【現状・課題】</p> <p>○ そして、共生社会、一億総活躍社会の実現のため、2018年5月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を改正し、「心のバリアフリー」として障害者等に対する支援を明記するとともに、</p>	<p>○ そして、共生社会、一億総活躍社会の実現のため、2018年5月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を改正し、<u>様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」として、</u>障害者等に対する支援を明記するとともに、</p>	<p>パブリック・コメント意見（番号6）を踏まえ、説明を追記</p>
	P39	<p>【計画期間の取組】</p> <p>○ 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づくバリアフリーの推進</p>	<p>○ 「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」<u>等</u>に基づくバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>鉄道駅におけるホームドア等の設置に対する補助</u> ◆ <u>駅員の無配置駅に安全性・利便性を確保するための対策を講じるよう事業者への働きかけの実施</u> ◆ <u>信号機への音響付加装置の設置</u> 	<p>パブリック・コメント意見（番号7, 8, 11）を踏まえ、取組を追記</p>
4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実	P51	<p>【現状・課題】</p> <p>（追記）</p>	<p><u>さらに、県民ひとりひとりの思いやりのある行動が広がるよう、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするヘルプマークの活用を図っており、2020年11月に行った県政世論調査では、マークの意味も含めて知っている人の割合は2018年度の調査と比較すると31ポイント増加しているものの、意味を知らない人の割合は33.7%となっているため、引き続き内容への理解も含めた普及啓発に努めていく必要があります。</u></p>	<p>11月に行った県政世論調査結果を踏まえ、「ヘルプマークの内容への理解を含めた普及啓発」を課題として明記</p>
	P53	<p>【施策の方向性】</p> <p>○ 障害のある人への虐待の防止等のため、広く県民及び事業者に対し、障害や障害のある人に対する理解の促進、虐待に関する知識や虐待の防止に関する啓発を行うとともに、県の障害者権利擁護センターと市町村の障害者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止を図ります。</p> <p>（追記）</p>	<p>○ 障害のある人への虐待の防止等のため、広く県民及び事業者に対し、障害や障害のある人に対する理解の促進、虐待に関する知識や虐待の防止に関する啓発を行うとともに、県の障害者権利擁護センターと市町村の障害者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止を図ります。</p> <p><u>特に、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、県と市町村間の連携に加え、施設所在市町村と調査実施市町村など市町村間の連携強化に努めます。</u></p>	<p>虐待対応の強化のため、施策の方向性と取組を追記</p>

第5章：各分野における障害者施策の基本的な方向

項目	ページ	修正前	修正後	修正理由
4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実	P54	<p>【計画期間の取組】</p> <p>○ 障害者差別解消法の見直し内容及びスケジュールを踏まえた愛知県障害者差別解消条例の見直しに向けた検討（追記）</p>	<p>○ 障害者差別解消法の見直し内容及びスケジュールを踏まえた愛知県障害者差別解消条例の見直しに向けた検討</p> <p>＜障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要＞〔2021年3月9日閣議決定〕</p> <p>① 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</p> <p>国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。</p> <p>② 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化</p> <p>事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。</p> <p>③ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化</p> <p>ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。</p> <p>イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。</p> <p>ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。</p> <p>※施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日</p>	<p>障害者差別解消法の直近の国の動向を補記</p>
	P54、55	<p>【計画期間の取組】</p> <p>○ 虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止（追記）</p>	<p>○ 虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村間における情報共有の推進 ◆ 県に対する市町村報告のスキーム化 ◆ 市町村からの報告に基づく県でのケース会議の開催 ◆ 虐待防止、権利擁護の推進に係る普及啓発 	<p>虐待対応の強化のため、施策の方向性と取組を追記</p>

第5章：各分野における障害者施策の基本的な方向

項目	ページ	修正前	修正後	修正理由
6 保健・医療の推進	P62	<p>【現状・課題】</p> <p>○ そして、本県では、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、総合的に支援する拠点として、2019年3月に、愛知県医療療育総合センターを開所しました。センターは、中央病院、発達障害研究所、療育支援センターを有し、高度で専門的な医療の提供、研究、広域的な支援を行っています。(追記)</p>	<p>○ そして、本県では、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、総合的に支援する拠点として、2019年3月に、愛知県医療療育総合センターを開所しました。センターは、中央病院、発達障害研究所、療育支援センターを有し、高度で専門的な医療の提供、研究、広域的な支援を行っています。<u>引き続き、拠点としての機能を十分に発揮できるよう、遠隔診療や情報ネットワークの活用などにより、重度障害児者や家族にとって大きな負担となっている通院負担の軽減や地域で障害児者を支える関係機関との連携を進め、社会情勢に即した機能強化による支援の充実が求められます。</u></p>	令和3年度愛知県当初予算の計上に伴う追記
	P64	<p>【計画期間の取組】</p> <p>○ 愛知県医療療育総合センターを拠点とした高度専門的な医療の提供等(追記)</p>	<p>○ 愛知県医療療育総合センターを拠点とした高度専門的な医療の提供等</p> <p>◆ <u>情報通信機器や情報ネットワークを活用したスマートホスピタルの展開</u></p>	
9 文化芸術活動・スポーツ等の振興	P75	<p>【計画期間の取組】</p> <p>○ 視覚障害者等の読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 点字図書館（明生会館）の設置、運営 ◆ 愛知県図書館における視覚障害者資料室の設置、運営 ◆ 点字奉仕員・朗読奉仕員の育成 ◆ 愛知県図書館（拠点図書館）と点字図書館等の連携による読書環境の整備 ◆ I TサポートセンターにおけるI C T習得支援 	<p>○ 視覚障害者等の読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 愛知県図書館（拠点図書館）と点字図書館等の連携による読書環境の整備 ◆ <u>関連施策の共有、円滑な連携のための庁内協議体制の整備</u> ◆ 点字図書館（明生会館）の設置、運営（<u>点字図書等の郵送貸出、サピエ等を通じての全国の点字図書館と協力した書籍の作成、点字奉仕員・朗読奉仕員の育成等</u>） ◆ 愛知県図書館における視覚障害者資料室及び読書のバリアフリーコーナーの設置、運営（<u>点字図書等の郵送貸出、オンライン対面朗読の実施、朗読協力員に対する研修、愛知県図書館職員の障害者サービス研修の受講等</u>） ◆ I C TサポートセンターにおけるI C T習得支援 	視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項（令和2年12月22日付け国事務連絡）の発出を踏まえ、関係課で調整のうえ、庁内協議体制の整備及び具体的な取組を追記
	P77	図表 (追記)	<p><u>【障害者スポーツの推進に向けた主な取組】(図表 58)</u></p>	

第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

項目	ページ	修正前	修正後	修正理由
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	P84	エ 経済的な自立支援 (追記)	○ <u>福祉施設から一般就労への移行を推進するため、一般就労推進アドバイザーを配置して、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所への支援を行います。</u>	令和3年度愛知県当初予算の計上に伴う追記
	P84	キ 施設における支援の充実 (追記)	○ <u>施設において、入所者や職員を対象に、地域生活体験事業の事業説明や体験を呼びかける出前講座を開催します。</u>	令和3年度愛知県当初予算の計上に伴う追記
4 福祉施設から一般就労への移行等	P101	(4) 計画期間の取組 ア 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援 ○福祉施設に対して、一般就労を見据えた生産活動の指導や、職場実習先・就職先の開拓、面接指導等に関する助言等を行います。	○ <u>一般就労推進アドバイザーを設置して、福祉施設における一般就労の成功例の蓄積を行い、支援等の分析を行うとともに、福祉施設に対して、一般就労を見据えた生産活動の指導や、職場実習先・就職先の開拓、面接指導等に関する助言等を行います。</u>	令和3年度愛知県当初予算の計上に伴う追記
5 障害児支援の提供体制の整備等	P109	(4) 計画期間の取組 イ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の構築 ○ 医療的ケア児を支える地域づくりを推進する役割を担う医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施します。	○ <u>医療的ケア児を支える地域づくりを推進する役割を担う医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施します。また、養成研修修了者を対象にフォローアップ研修を実施し、質の向上を図ります。</u>	令和3年度愛知県当初予算の計上に伴う追記

第7章：障害福祉サービス等の見込量と確保策等

項目	ページ	修正前	修正後	修正理由
3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策	P185	(2) 医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置 ② 本計画期間の取組 医療的ケア児等を支える地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置を進めるため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成に努めます。	医療的ケア児等を支える地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置を進めるため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成に努めます。 <u>また、養成研修修了者を対象にフォローアップ研修を実施し、質の向上を図ります。</u>	令和3年度愛知県当初予算の計上に伴う追記
	P191	(7) 障害福祉サービスに従事する者の育成等及びサービスの質の向上のために講ずる措置 利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。 県は、人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。 (追記)	利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。 県は、人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。 <u>なお、研修を実施する際には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、臨時的な取扱いとして、通信の方法による講義の実施を進めます。</u>	新型コロナウイルス感染症への対応を追記

第7章：障害福祉サービス等の見込量と確保策等

項目	ページ	修正前	修正後	修正理由
4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項	P197	<p>(4) 人材育成等その他の事業</p> <p>ウ サービス管理責任者等研修事業</p> <p>サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資質向上のため、更新研修を実施していきます。</p> <p>また、現任者を対象としたフォローアップ研修を実施していきます。</p>	<p>サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資質向上のため、更新研修を実施していきます。</p> <p>また、<u>より一層の専門性を図るための専門コース別研修とフォローアップ研修を実施してきます。</u></p>	令和3年度愛知県当初予算の計上に伴う追記
5 新型コロナウイルス感染症への対応	P200	<p>① 感染症対策の徹底</p> <p>障害福祉サービス事業所等における感染症対策の徹底のため、感染防止のための衛生材料の購入費用や、外部専門家等による研修費用などへの助成制度を設けました。また、県において、衛生用品の備蓄を進めました。</p> <p>さらに、休業要請等を受けた通所サービス事業所等が引き続き、障害児者やその家族の日常生活を支えるため、通所サービスを訪問サービスに切り替えるなど代替サービスを実施するかかり増し経費についても、助成制度を創設しました。</p> <p>(追記)</p> <p>③ 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保</p> <p>障害者支援施設等において感染者が発生した場合等の緊急時に備え、一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会と連携・調整して、あらかじめ応援可能な職員の募集を行うなど、サービス提供者を確保・派遣できるスキームを構築しました。</p> <p>(追記)</p>	<p>① 感染症対策の徹底</p> <p>障害福祉サービス事業所等における感染症対策の徹底のため、感染防止のための衛生材料の購入費用や、外部専門家等による研修費用などへの助成制度を設けました。また、県において、衛生用品の備蓄を進めました。</p> <p>さらに、休業要請等を受けた通所サービス事業所等が引き続き、障害児者やその家族の日常生活を支えるため、通所サービスを訪問サービスに切り替えるなど代替サービスを実施するかかり増し経費についても、助成制度を創設しました。</p> <p><u>なお、施設内感染を防ぎ、新たなクラスターの発生を予防するため、障害者支援施設等の職員に対して集中的なPCR検査を実施しています。</u></p> <p>③ 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保</p> <p>障害者支援施設等において感染者が発生した場合等の緊急時に備え、一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会と連携・調整して、あらかじめ応援可能な職員の募集を行うなど、サービス提供者を確保・派遣できるスキームを構築しました。</p> <p><u>また、障害者と同居する家族（介護者）が新型コロナウイルスに感染し、入院又は宿泊療養となり、介護者が不在になり生活が困難となった障害者に対し、同協会が指定するグループホームやショートステイで生活に必要なサービスが受けられる体制を整備しました。</u></p>	新型コロナウイルス感染症への対応について、時点修正

(注) 第7章1～3については、パブリックコメント時に市町村の中間報告値の積み上げにより算出していた数値を市町村の最終報告値の積み上げにより算出した数値に修正